

## 第6回船橋市補助金制度検討委員会議事録

1. 開催日時 平成21年1月20日(火) 午後6時15分～午後9時10分
2. 開催場所 船橋市役所 9階 第1会議室
3. 出席者 (委員) 今泉委員、岡田委員、斎藤委員、寺園委員、藤田委員、武藤委員  
(事務局) 金子企画調整課長、野沢副主幹、笹原副主幹、北川副主査、石原副主査、大島主任主事  
(傍聴人) 1名
4. 議題 (1) 補助事業審査結果の確定について(30事業)  
(2) 補助金の交付に関する基準(案)について  
(3) 新しい補助金制度について  
(4) 今後のスケジュールについて

### 【議事】

(傍聴人入室)

委員長： 本日は、議題が3本ありますが、見直し基準が決まらなると個別審査はできないので、議題(1)と(2)の審議の順序を入れ替えて、補助金の交付に関する基準(案)から始めたいと思います。

それでは事務局の方から説明をお願いします。

事務局： 補助金の基準につきましては、前回の討議とその後お寄せいただいたご意見に基づき、再修正をしたものを資料4として配布しておりますので、修正箇所をご確認願います。

特に、ここではC委員の意見としておりますが、高額補助金の場合の検査制度と基準に反した場合の補助停止・返還についてご提案をいただいております。事務局としては、特に高額補助の場合の会計処理は定期監査もあり、問題は少ないものと考えておりますが、ご提案がありましたので、100万円以上については特別に監査の必要を謳いました。また、被補助団体の会計に問題のある場合は、規則に基づき補助金を返還させることを特記しました。不十分との指摘もあるかもしれませんが、厳しい制度とするにも自治制度に裏付けのある監査委員や外部監査制度との関係から限界があります。

また、別の委員からは個別の補助金でなく、関連する補助金の総合化や福祉など分野ごとの補助金の優先順位が必要とのご意見も頂いております。この基準に盛り込めない点につきましては、委員会で議論いただき、別途市長に提出する報告書の中に反映していただければと考えます。

100万円というラインを設けて特別な取扱いに留意すべきことを加筆すること、また、諮問事項との関係もあって基準に盛り込むことが難しく、報告書に反映させたい事項についてもご意見いただきたいと思っております。

それでは宜しく願いいたします。

委員長： まず定義の(1)補助金のところが変わっているようですが、説明していただけますか。

- 事務局：これについては、文章の順序が変わっただけです。文章がわかりづらいというご指摘をいただいて、私どもの方で字句について調整いたしました。趣旨を変えるつもりはございませんので。
- 委員長：交付原則のところは、上の下線部分については削除して、下の下線部分については文言を変えるということですね。これは問題ありませんね。
- 5の対象範囲のところは、「補助金を除く」というのを「補助金を除き」に変えるということですね。これも文言の問題ですね。
- 次に、8の効果の検証と見直しの基準のところは、6の交付条件というところを前項6として、前項を入れる。またという部分を削除して、文章を追加するということですね。
- 事務局：これについては、吹き出しがございまして、多額な補助金については特別厳しい検査の制度を謳う必要があるのではないかとご指摘をいただきましたので、3行追加させていただきました。
- 委員長：100万円以上の補助金というと89事業の中でどれくらいあるのですか。それとも補助金全体で見た方がいいですか。おおよそで結構です。
- 事務局：個々の団体への補助金の積み重ねで、100万円とか200万円になっているのが多いので、実際に1団体に対して100万円を出すというのは、それほど数は無いと思います。
- 委員長：ということは、実務上こういうことを加えたとしても不可能になるほど、事務が煩雑になるということはないということですね。
- 事務局：100万円以上であれば、かなりきれいになっていると理解しています。これは定期監査でも高額なものは、2年に1度所属毎に定期監査が入りますので、その中で補助金の支出についても見ていきますし、内部的にも金額が高いほど、チェックが厳しくなりますので、実務者として問題が生じているとは思いませんが、委員会として必要であれば、こういう形でいかがかなということでもあります。
- 委員長：ご意見を出していただいた方はいかがですか。
- 委員：私の気持ちとしては、100万円よりももっと大きくしてもいいと思います。そのかわり、物凄く厳しくチェックすると。100万円だとおっしゃったように相当多いですね。だから例えば1,000万円くらいにして相当厳しくした方が。それと読み方ですけども、検査を行うものとするとなっていますが、この「検査」で、監査をやるということが一般的にわかるのでしょうか。帳簿などの中身が正しいかチェックするということを含んでいると考えて宜しいのでしょうか。あるいは、これは誰がやるのですか。「市長は」となっているから、市長が行うということでしょうか。実際は担当部署がやるのでしょうか。
- 事務局：今ご心配いただいたことは、いくつかあると思うのですが、ひとつは「検査」ということに、そういう意味が含まれているかということですが、財務的という言葉を加える必要があるのかなと思っております。ただ監査と言いますと、自治制度の中で監査制度がありますので、監査という言葉を使うことは適切ではなからうと思っております。

また「市長は」という風にしたのは、支出の責任者は第一義的には市長でございますので、市長が内部事務として、どういうふうにするのかということになります。どこでやるということは指定していませんが、以前からお話をいただいている補助金を統括してみるセクションが必要ということであれば、それは提案としていただくのかなと思っておりますし、現状においては、担当部署で見るとということになると思います。

委員： いずれかに該当した場合は、補助金を支給しないと意見のところに書いたのですが、自分達のところは該当すると思っていないとか、そういう見解の相違などのトラブルがあった時に、どうでしょうか。そういう場合は、第三者委員というものを作った方がいいのではないかと書いたのですけれども。

委員： 9番の(3)との兼ね合いは、どうなるのでしょうか。ここにも同じような趣旨の内容が書いてあるのですが。これだと100万円以上の場合、2年毎に第三者の評価を実施すると謳われております。これと今議論していることと、どのように関連付けようとしているのか。

事務局： ご指摘の提案はごもっともです。8の見直しの基準のところ、こういう項目を入れた方がいいのではないかと意見をいただいたものですから、そこに入れるのに一所懸命になってしまって、他との兼ね合いを意識しておりませんでした。9の(3)を活かすのであれば、ここはいらないということになりますし、ここで謳いたいのであれば、9の(3)の内容を含んだ形にするのが正しいのかなと思いますのでご審議下さい。

委員： 私の意見は、9の(3)に入れた方がいいというもので、ここに入れるつもりではありませんでした。ここに入れるとすると、1つでも該当した場合は、今後補助金を出さない、あるいは縮小するということですよ。ただここに書いてあることは点検シートとダブっているところもありますので、1つでも×があったら駄目なのか、それともそれくらいの×であつたらいいと考えるのか、実際に運用する時に、悪く言えば骨抜きになってしまうかもしれないし、あるいはどうやって運用していいかわからなくなってしまうという危険性もあると思います。趣旨としては、1つでも×があったら駄目ということですか。この場合は、絶対駄目というものがあります。例えば、不正に使ったとか、最初の目的以外に使っちゃったとか、誰が考えてもおかしいということは別ですけども、それほど重要でもないものもありますので、そうであれば今後気をつけなさい程度で終わるかもしれないし、始末書でも出して終わりになるかもしれないし。(1)から(14)に記載していることが、点検シートとダブっているという問題とまた項目毎の重要性が書いていないという問題がある。意見には書いていないけど、補助金を交付する時に、宣誓書を書いてもらうとか。もし違反した場合には、すぐ返還しますと書いてもらうとか。これが実際に使えるのかなという心配があります。

委員長： いかがでしょうか。この14の項目のうち1つでも明確に反するものがあれば、廃止、縮小、整理、再編などの措置を取るものとする。ただ(7)のように、評点が著しく低い場合とありますが、この「著しい」ということについては、何点以下という記載もないので、相対的にならざるを得ません。

事務局： 前回の第5回の時に、資料として添付させていただいておりますけれども、資料の

4 で、船橋市の補助金の交付に関する規則というのがございまして、こちらの規則の中では、偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとか、他の用途に使用した時とか、その場合は交付決定の取り消しをして、返還をさせるという取り決めもございまして、そこがまず1つあって、今回の基準については、本来はこういうふうにあった方がいいのではないかと。そこから外れているのだから制度を変えなさいという形で作ってあると考えております。これ1つ外れたから、お金を返しなさいということではなくて、直しなさいということだろうと思っております。

委員：9のタイトルが「性質による特例」となっていますが、特例というのは、何かの特別の事情があって処置をするものですから、言葉が適切ではないと思われれます。それと、万が一不正を働いた場合には、返還を求めることができることをどこかに入れるべきだと思うのですがいかがでしょうか。それからもう一つ、1件100万円とあるけれども、例えば福祉関係団体のような場合、事業を5つも6つも受けているわけで、トータルすると100万円をオーバーしますが、これはどのように考えたらいいのでしょうか。

委員：規則と基準というのは、規則の方が上でしょう。レベルが高いと考えて宜しいですか。

事務局：そのとおりです。

委員：そうすると、規則でもう決まっているのだから、わざわざ基準で入れる必要はないのかなということはありません。

委員：私の質問は、もう一度ここに再掲という形で入れるかどうか、100万円という金額を入れることが適切かどうかと、言うことです。

委員：おっしゃるとおり、1件毎に100万円というのは変だなと思います。例えば合計で1,000万円もらっているところが99万円をいくつも出してくるという話にもなってしまいますので。

委員長：ただ基本的には、適正な処理を求められているということは金額に関わらないわけですね。だから100万円以上の高額なものについては、検査をしたらどうかというご意見で。厳しく検査をするということですので。

委員：補助金は、当然検査しなければいけません。一つは、補助金申請時のチェックと、報告書は当然のことですが、事業が適正に行われているかどうかなどのチェックは必要になるでしょう。現実には、忙しくて難しい面もあるでしょうが。

委員長：ということは、入っていてもいいということですね。

委員：ただ100万円という線引きがいいかどうかということ、委員の皆さん方にお聞きしないと何とも言えません。

委員：100万円、あるいは200万円という線引きで実施するといくつになるかということ一度洗ってみて、100万円では件数が多い様でしたら200万円にするとか。第三者が評価するという実務的な問題もあると思います。

委員：あまり細かく事業費単位でやるよりは、団体の受けている全ての事業を併せて管理してもらう方が事務手続き上はいいかなと思います。

委員：団体への補助ではなく、事業費に対する補助の方向にしたいわけです。そうすると

小分けで事業をやっている、それぞれが100万円ずつ使っており、15本ある場合、それぞれ100万円ずつ見ていく方がいいのか、総額で1,500万円と言ってしまうと、これも痛し痒しかなど。

委員：逆に、例えば印刷費が、1,000万円の事業だと100万円もかからないのに、100万の事業だと10万ずつのっているということもありえる。10個の事業をブレイクして、1個1個に印刷費のようなものが入ってしまっていて、合計するとすごくかかってしまっているというのも見受けられたので、よく考えないといけない。

委員長：私は、1つの団体がいくつも事業をやってそこに補助金を出しているというのは、やはり統合すべきだと思います。そうすると100万円を超えることは明確なので、細かい事業でというよりも1つの事業として、どんと渡さないと全体像が見えなくなりますよね。そういう方向で行くと考えれば、今のものを分割して100万円はどうかというよりも、金額はむしろこれよりも大きくなるのではないかと思います。

委員：例えば、全体の補助金の4割をチェックするなら何件になるとか、もう少し現実的にして、そっちから追いかけていくのはどうでしょうか。

委員：どれくらい精査するかだけでも、例えば会計検査みたいにきちんとやると大変な手間がかかる気がするし。

委員長：それであれば、追加しているところは、統合することを前提に1,000万円を超えるようなものは徹底的に検査するというのと、9の(3)のところにある100万円以上のものは、2年に1回第三者による評価を行うものとして、これを加えるのは8のところで良いのでしょうか。むしろ、8と9の間に入れて、9を10にして、1,000万円を超えるものについては、財務的な検査を特定団体等について随時行うものとし、厳しい見直しをします。そして次に、9の(3)の100万円以上である場合には、2年毎に第三者による評価を行うものとする。こういうふうにしたらどうでしょうか。

事務局：委員長、質問なのですけれども、9全体を10にして、間に新しい9を作って、両方入れるということでしょうか。

委員長：そういうことです。あるいは、補助金による特例というのは、特例ではなくて他の言葉にすればここでも良いですね。補助金の性質による特記事項とか。とりあえず、特記事項としておいて、あとは事務として考えておいて。

委員：(3)に実質的という言葉が入っているので、これが先程のことを言っていると思います。足せば1,000万円というのは、「実質的」という言葉に含まれていると思います。

事務局：ここには2つの要素があると思うのですけれども、1つは補助金を統合化する必要があるということ。これについては、これとは別に提言していただいてもいいと思います。もう1つは、補助を受けている団体が、市から受け取る金額が総額1,000万円とか、そういうことではないかと思うのですが。そういう趣旨であれば、その旨記述して宜しいでしょうか。

委員長：さてもう1つ、B委員の意見。

事務局：説明させていただきます。これは目的と目標と両方必要なのだから、またはだと片方になってしまうのではないかというご指摘をいただいたので、いずれかが不明確な場合といたしました。

委員：　　そういう趣旨でいいのですが、目標も明確にしたいと思っています。一方で第5回の委員会で、目標を明確に出せないものもあり、その場合は最低限事業の対象だけは明確にしようということで落ち着きました。個人的には、目標を入れたい。目的・目標を明確にする。そうしないとPDCAも回らない。そうはいつでも目標が明確に出せないということで支障が出てきたら困るので、歯止めとして事業の範囲を明確にすることだった。着地点をどこにするか。どう表現したらいいのか。

委員：　　「いずれか」という言い方もちょっと難しいと思いますので、例えば、事業の目的並びに目標が不明確な場合、としておくのはどうでしょうか。

委員長：　　確かに6の(5)にある制度の的確性のところから言うと、両方とも明確でないといけないとなりますので、今のような表現でどうでしょうか。

事務局：　　もしそういうことであれば、逆に6の方は、「原則として」という形にさせていただきたいと思います。8番の方で曖昧になって、6番の方がそのままでは統一されておられませんので。

委員長：　　基本的に運営費の補助みたいなものは、目標が殆ど作れなくなってくるので、やっぱり事業費に変えていかないと駄目だと思います。そういうことも背景に含まれていると思います。

ではこれで、資料4の基準については、確定ということにしたいと思います。また何かあればご指摘下さい。（承認）

もう一度議題の1に戻って、30の補助金を確定していく作業に入っていきたいと思います。事務局から説明していただけますか。

事務局：　　前回の委員会で、点検シートが確定しましたので、補助対象者が特定されている89補助事業につきまして、所管課が自己診断したものを委員の皆様へ送らせていただき、評価を記入していただきました。その結果を一覧にしたものが、資料1の補助事業別審査結果一覧表でございます。

前回の決定どおり、16の点検項目については、最多委員が選択した評点を委員会の結論とするため、表示してあります。同数の選択があり最多を決定できない22項目が網掛けしてあります。

また、一番重要な今後の方向につきましては、やはり同数の選択がある場合は網掛けしてありますが、廃止と継続では矛盾するものの、限度額設定と終期設定など並立可能な方向もあることから、委員会協議していただきたいと思います。なお、事務局としては、複数選択が可能か否かが徹底していなかったせいか、事業費補助への変更や上限・終期設定がなく当面継続してしまうものや、他市でも問題となっていた国・千葉県が発足させた団体の取り扱いについて、考慮が必要かと考えております。

このため資料2の点検シートには、同数項目に網掛け、選択された今後の方向全部を黒四角で表示してあります。資料3に内容がついておりますので、同時にご覧いただきながら、委員会として評点の網掛けと今後の方向性を個別に決定していただきたいと思います。

毎回30事業を審議できれば89事業を3回で処理できるので、30事業を用意してありますが、進み具合によっては、次の議題を審議するため、途中で次回にまわしてい

ただいてもよろしいかと思えます。

また特に疑問点が多く、調査やヒアリングを行わなければならないものについても先送りしていただいてもよろしいかと思えます。

概要は、以上です。

委員長： それでは資料 1 をご覧いただいて、網掛けのある箇所について確定していきたいと思えます。

まず補助金の番号 2 の防犯組合連合会運営補助金です。資料 2 の点検シートを確認いただくと、評価項目 1 番のセーフティネットの確保に必要であるということについて、評点が 1 点と 0 点に分かれております。担当課の理由欄にも「防犯」どう捉えるかにもよるが、必要性が無いとは考えていないとありますが、1 点が 3 人、0 点が 3 人という結果になっております。どちらにしましょうかということなのですが。

委員： その前に、質問です。今後は、事業の補助金へ傾斜していこうとの前提で見てきましたが、その再度の確認です。もう 1 つは、統廃合したら良さそうな事業がたくさんありますが、ここで、統廃合まで決めていくのかどうかをうかがいます。

委員長： 一応、点数を確定する。そして 2 番の補助金については、今後の方向性について、5 つの選択がなされていますが、これについても確定していきたいということです。今日の議論で 1 つずつ。

委員： 例えば、2 番と 3 番と 4 番の補助金は統合した方が良いと思えますが、そのようなことで宜しいでしょうか。

委員長： 整理・統合という項目を選んだ時には、2 と 3 の統合ということまで意見として書き込んでいいとおもいます。

ではセーフティネットの意見が分かれているところについて、私は、防犯なので必要性はあるのではないかと考えて 1 点としております。0 点をつけた方というのはどういう考えでしょうか。

委員： セーフティネットの語句の説明のところを読みますと、「セーフティネット」とは、生活する上で最低限必要だとありまして、その補助がなければ生存が危うくなるようなものとあります。それは警察が行っている話だと。この事業がなくても生活が危うくなる、生存が危うくなるということにはならないのではないかなと考えて 0 点にしました。

委員： 私も大体同じ感じです。啓発活動をやっている連合会なので、啓発というのがどれくらい必要かという観点からいくと、必要ではあるけれども、不可欠ではない。

委員長： 私は、防犯ということなので、緊急ではないけれども、必要性はあるという意味で 1 点にしました。0 点は、緊急でも必要不可欠でもないとなっておりますので。

委員： そういう意味では、いい例題になると思えますが、この防犯組合は具体的には何をやっているのかというのが、この A4 の補助事業の内容を見た時に推測しかできない。自治会とかと一緒にやっているのだろうなという推測しかつかないわけです。

委員長： 資料 3 の補助事業の内容をもう少しわかりやすく作っていただかないと判断できないと思えます。何をやっているのかよくわかりません。

委員： 全体的にそうなのですが、書類には団体の活動なのか補助事業の内容なのかが、書

類上よく分かりません。もっと事業の中身が出てこないと判断するのが難しいという感じを持ちました。

委員長：ここは統一するという意味で、担当課では、防犯ということについての評価をしているわけですね。防犯というのは必要でしょうと。ではなくて、今ここで防犯組合連合会への補助金として運営費を出しているという、このことが必要かどうか。そういうふうに考えていくと、ここで必要性がないということになってしまいますからね。

委員：ちょうどいい例だと思うのですが、税金を集めて使うという意識からすると、何をやるからこの予算が欲しいという意欲というか説明努力に欠けていて、補助金を当然もらえるものだというような印象を受ける。

委員長：むしろこの補助金は、運営費補助ではなくて、事業費補助に変えられるかという方がいいのではないかと思います。この補助金をなくすというのは、なかなか難しいのではないかと思います。こういう運営費補助については、どういう活動をしているかということで、その事業費を出して、その事業費の中から運営費を出してもらうとか。350万円が、運営費補助になっているので、人件費になっているのか、事務所費になっているのか、どういうふうになっているのかわからないですね。

委員：担当課で言いたいことを想像すると、警察と一体と考えているという意味だということだと思います。警察だと考えると絶対必要ですから。

委員長：この資料では、わかりませんから、0点にせざるを得ないですね。

委員：これらの事業について、点数を一つひとつ確認していくと時間がかかりすぎますので、各委員が付けた評価が下にありますので、これらを総合的に話し合って今後の方向性を審査していった方がいいのかなと思いますが、いかがでしょうか。

委員長：私もそう思います。この評点の網かけ部分は、平均点を入れてもらうということで、事務局としてはどうでしょうか。

事務局：問題無いと思います。

委員長：では、方向性を議論しましょう。私は、ここは継続だとしても、事業費補助として活動と補助金の関係を明確にすべきではないかというのが意見です。他の委員の方はいかがでしょうか。

委員：私は、意見の欄に業務委託への移行ということに記載したのですが、今後の方向性欄については、事業費補助への変更にチェックをつけており、趣旨としては同じです。

委員長：どうでしょうか。ここでは事業費補助への変更として、意見としては、事業費補助として、補助金の目的、目標を明確にするということで、宜しいですか。（了承）

では、3にいきます。交通安全協会補助金です。

意見としてあったものは、整理統合し、事業費補助の形をとり、終期を設定する必要がある。これは私の意見です。

事業の内容は市と団体の協働事業であり、継続性が求められる重要な事業である、事業内容及び役割責任を明確にし、業務委託への移行を検討すべきと思われる。

委員：これは私ですが、趣旨としては、先程と同じ、事業費補助への変更です。

委員長：資料3の補助金の説明を見ますと、春・夏・秋・冬の各交通安全運動の活動費、各種キャンペーン活動、新入学児童へのランドセルカーバー等贈呈、高齢者対策及び事

故対策等の啓発品、交通指導員講習費となっています。これらの事業にそれぞれいくらかかるか、ということを確認しながら 256 万円としているということでしょうか。

委員：ただ交通安全協会は、相当お金集めていますよね。会費が 1,500 円で会員数をかけると相当なお金になるのではないのでしょうか。会費を補助額で割ると 752%、7 倍くらいのお金を集めているわけで、繰越金も多く本当に意味があるのかどうか。だからむしろ私は、廃止だと思います。

委員長：では繰越金から見ると減額ですかね。それとも廃止でしょうか。

委員：減額すれば、なおさら負担率は減るのだから、もうやめちゃった方がよいのではないかな。

委員長：そうですね。繰越金が過剰に多いことから廃止が結論。（了承）

では、次は 4 ですね。地域交通安全活動推進協議会補助金。平成 20 年度の予算は 14 万円です。

委員：私は、廃止だと思います。

委員長：これも廃止でしょうか。少額であること。また点数も低い、50 点未満ですから。（了承）

次が、5 です。安全運転管理者協議会補助金。平成 20 年度の予算は 18 万円。団体支出金に対する市からの補助金額の割合が 1%にも達していません。これも同様に廃止ですね。何か特別に、この協議会が新しい公共的なことを行ってその事業費が欲しいということであれば、新しい制度に応募してもらおうということでしょう。（了承）

では次が 6 番の交通安全母の会補助金です。平成 20 年度の予算が 24 万円。これも点数は低いですね。廃止ですね。（了承）

それから次が 12 番になります。船橋市統計研究会補助金。点数は、53.1 点で、運営費補助金です。会員数は、102 人。予算は 50 万円。

一番上に書いてある、事業費補助の形をとり、終期を設定する必要がある。というのが私の意見です。いかがでしょうか。

委員：他市と比べて補助金額が高いようですが。特別な理由がもしあれば、高くてもいいのでしょうかけれども、無ければ減額でいいのかなと。1 人当たり補助額を他市と比較すると比較的高い水準にあると 7 番に書いてあります。

委員長：担当課が自分で言っているわけですから、これは減額。減額をした上で、事業費補助に変えると。

事務局：これは統計研究会運営費補助金交付要綱がありまして、運営費補助金とここにはなっているのですが、実際交付要綱の中では、第 2 条に補助対象事業が記載されております。経費等にはついては、この交付要綱では謳っておりませんが、補助対象事業について決まっております。読み上げますと、統計事務に関する研修・視察事業。統計大会への参加に関する事業。会報の発行に関する事業。統計功労者の表彰に関する事業。その他となっております。

委員長：既に事業費補助になっているのならば説明書きを、また運営費補助金という名称を変えるというはどうなのでしょう。名称の変更を求めることは。

事務局：それについては、可能かと思います。

もう1点。明確な意味では、その他というのが入っていますので、必ずしも最終計で明確であるとは思いません。それと経費の設定はしていないので、今回の基準に照らし合わせれば、捕捉する必要があるのかなと思います。

委員：事務局にお伺いしたいのですが、研修、それから派遣ということが出ました。その費目とすれば、研修参加費とか資料費だとか、他の団体にもあったのだが、相当旅費を食っているのではないかと思います。この旅費は、悪く言えば物見遊山じゃないけれどもいろいろと出てくると思います。そういう比率、割合はどうなっているのでしょうか。大雑把で結構ですので。旅費が多すぎると事業ということに繋がっていかないのではないかと。

事務局：全ての資料を集めたのではなくて、向こうで当てはめをしてもらったものですので、その中では、事業費の中に入ってしまったので、経費の中で旅費があるかないか、ということについては現在のところ把握しておりません。ただそれ以外のところについては、34万円というのが別に計上されておりますので、事業費としては持っていないと。推測するに旅費等が入っている可能性があると思いますので、そういう意味では経費ということを使う必要があるのかなと思います。

委員：この73万のうちの6割、7割が旅費とすれば、問題です。研修なら、ブラッシュアップを図るためとか、質的な内容の充実などを図る必要があるではないでしょうか。

事務局：基準の中にも、個人的な消費とみられるものを入れないことと謳っておりますので、そこは徹底させる必要はあるのかなと思います。ただ参考までに、他市並みという話がございましたが、かなり差があります。船橋は50万ですが、千葉市は無いですね。こういう団体が無い。市川が20万円。浦安もそういう団体が無い。松戸が14万4千円。柏がそういう団体が無い。横須賀、相模原が無いと。そこまでは調べさせていただきましたが、そういう意味では市町村によって取り扱いに差がある。

委員長：この統計調査員という方々は、民間の方で役所の統計調査に協力してくれている方々ということですか。

事務局：定かではございませんが、非常勤の特別職として委嘱を受けている方だと記憶しております。

委員：そうすると無い団体というのは、誰かいるのですか。

事務局：つまり個人個人は、委嘱しているけれども、それを団体としてまとめて、みんなで研修をしようとか、そういうことはないということです。指定統計のためには必要ですので。

委員：1人当たりにすると7千円払っているのだから、7千円分、調査員の人はレベルアップしているのでしょうか。7千円の研修に出ているのか。何をやっているのかよくわからない。目的は美しいが、目標が無いから。7千円分スキルアップして、船橋市のために貢献してくれているのなら支障ないが、先程のお話のように出張旅費で、5千円分くらい使っていたのならあまり嬉しくないですね。

委員長：そこは実態がわからないので、仕方がないわけです。とりあえず、すぐ廃止という明確な根拠が委員会としては見つからないので、他市との関係で減額する。それから内容については、目標が出るような事業費の補助にして、1つ1つの事業を明確にし

ていくということですね。（了承）

次は、13番です。ここから福祉になっていきます。社会福祉事業振興資金貸付事業に伴う補助金。

委員： ちょっとお尋ねしたいのですが、目的と内容のところに「貸付原資」とありますが、これはどういう役割をしているのか。事務局の方で、わかりますか。

事務局： これにつきましては、社会福祉施設の整備資金は、国庫補助などが受けられるものがありまして、基本的にはそういった国庫補助を受けられる信用がある社会福祉法人に社会福祉協議会が貸すにあたって、市の方で社協を通して、貸付しているということです。

委員： 迂回貸付している理由は何ですか。

事務局： 従来は、県の補助金でしたが、中核市移行に伴い行うようになったと。ただ確かなことについては、詳しく調べておりませんので、必要であれば委員会として、地域福祉課に質問事項として問い合わせるのも1つだと思います。

委員： 資金担保ということになっているのであれば、補助事業として、その裏付けになるような事業では無いと思います。

事務局： 断定はできないので、詳細については地域福祉課を呼んで聞く必要があるのですが、おそらく福祉施設を作るときに、全体の費用のうちどれくらいの割合をもらうかという問題があって、国庫補助は市からの補助がありますと、国庫補助分が減るというルールがありまして、つまり国庫補助と市補助を全額もらうには、民間資金を用意しなければいけなくて、その貸付を受けるために、社会福祉協議会が民間資金の貸付の受け手になっている。その原資が100%市からいつているかどうかはわかりませんが、原資に入っているものと、その貸付を審査して、出すということに対して奨励するというで補助金を出しているという構造だと私は判断しております。

事務局： 補足ですが、貸付事業の事務経費ということで、新規の貸付を行わない年度では減額して、15万円を出しているということになります。

委員： 6番に、市が社会福祉協議会に依頼している事業だと書いてあります。だから補助というよりも業務委託なのかと。

委員長： ただこれは15万円なのですよね。社会福祉協議会の中で、団体支出額に対する市補助金の割合が53.7%となっていますが、この意味がわかりません。社協に出しているいろいろな補助金を統合するということが必要なのではないでしょうか。ですので、私は統合するのが望ましいということを書いたのです。わずか15万円で、社協が切手代や電話台などをこの15万円だけで、というのはちょっと理解できないのです。社協に対する補助金として整理・統合というのはどうでしょうか。

委員： それともう1つ事務局に伺いたいのは、貸付業務というのはどうしてもやらなければいけないものなのですか。社協の方で勝手にやればいい話ですよね。そこにどうしても力を入れなければいけないとしても、非常に額は少ないし。

委員： 聞いてみないとわかりませんが、社協がやっている事業というのはたくさんあって、今日までの流れは、各事業をブレイクダウンして、1つ1つ出さないとはいえないと思います。

委員：ここは運営費の部分だから。合計すると何千万とかになるかもしれない。

委員：ここに書いてあるのは、1つ1つに請求額を当て込んでいったという感じがするのですけれども。

事務局：統合すべきだというお気持ちはわかるのですが、今の段階では1個1個の事業に対して、1つずつやっているの、今の50何%というのは、これに関する運営費を計算すると5割くらいは補助金で賄っていて、もう5割くらいは社会福祉協議会の原資で賄っていますよ、ということです。これは、良い悪いは別で、個々に事業をやってもらっている。本当は、包括してやってもらった方がいいというのわかります。

委員：この貸付業務に何件くらいの対応をしているのか。それに対してどれくらいの切手代がかかっているのか。それは本来の補助事業とは違うと思うのです。それほど緊急性があるわけではないし、額が大きいわけではありません。これを担保にできるというものでもないとすれば、個人的には廃止して他の事業にして、統廃合するという方向性を考える必要があると思います。特に福祉協議会は細かいのが多いので、少し整理した方がいいという気がします。

委員：ここの積算根拠だと、貸付を行わない年度でも15万円を払うとなっているので、あるなしではないのですね。

事務局：貸付を行わなくても、やはり償還がありますので、そういった事務経費として考えていただければと思います。

委員長：では、整理・統合あるいは廃止ということで宜しいですね。（了承）

次、14番にいきます。ボランティア育成事業。59.4点で、担当課と同じですね。予算が230万円。ただ今後の方向性が、継続、整理・統合、支出科目の見直し、廃止と大きく分かれております。

ボランティア育成事業は、継続していいのかなということで私は継続としております。

委員：個人的には、NO.14、15、16あたりは似ています。ボランティアというのであれば、デイサービスにも、ふれあいサロンなどもそうですし、全部まとめることが必要だと思います。もっとボランティア活動を総合的な広がりをもたせるためにも。これらの事業を、個別に補助金を出すのではなく、もう少し全体で考える方策が必要ではないでしょうか。子育てだと子育てだけになってしまうし、福祉だと福祉関係だけになってしまう。行政や社会福祉協議会だけでは対応できない問題があるので、そういう条件を付けた方が個人的にはいいと思います。

委員：それと、このボランティア育成事業の中で、5番に思うようにボランティアが増加していない、と自分達もあんまり効果が無いと意識しているわけです。だから効果の無いようなものは、1回リセットして、ゼロから立て直す。効果が無いとわかっている事業を補助する必要性はないですから。

委員：ボランティア活動を協議会で考えるのではないし、市民大学校でもボランティアコースに多くの人たちが受講していますが、その人たちの活動の場がなかなか見つかりません。こいうものとの連携が可能になれば、もっと活力が出ると思います。

委員：私も去年ボランティア学科を出しましたがけれども、行政パートナーで今年入っている

のもいる。しかし、社会福祉協議会でいっているのは、福祉系のボランティアで、ボランティア保険にかかる人だけを対象としており、これは、全然増えていないですよ。人口の1%前後でずっと止まったまま。

委員長： 私の意見はですね、福祉のボランティアの人も必要なのではないかと。教育の分野、国際交流の分野、まちづくりの分野といろいろなところでボランティアはいた方が良く、そうなるのとどこかで一括してボランティア養成講座ができるかとなると、分野が違うので、それぞれにやっていただくと。そうすると社協がやるこういう事業も必要なのではないかと。人数は増えないけれども、ずっと同じ人がやっているわけではなくて、新しい人が増えないということならば、毎年30人とか50人が100人には増えないけれども、毎年ボランティア全体は増えているのではないかと、積極的に解釈すると。

委員： どの福祉系の団体も高齢化が進んで、ニューカマーがあまりいないという状況が多いのですね。ですから、本当にそういうふうには増えていない。ある意味では刺激を与える意味でも、もう一度新しい仕組みを考えてみたらどうかとも言いたいなど。

委員： こういう社協がやるような事業は、市の代行としてやっている話なので、補助金で切る、切らない、減額するというような対象の事業ではないという気もするのです。私は、継続性が求められる事業だと思うのです。市民団体が提案するような補助金の質とは全然次元の違う話で、やっている内容が補助金に対して見合っているか、いなかという評価は必要だと思います。この様なテーマに対しての補助金は、市の代行業務として出すべきだと思います。それで、支出科目の見直しという項目にしました。

委員： 現実的な問題とすると、社会福祉協議会は、厚労省の関係ででてくるのですが、ここでいうと地域福祉課が窓口になっています。福祉課だと社会福祉協議会しかいけないわけです。教育の関係だと、学校のいろいろな問題がある。授業のサポーターとか。そうするとこれは教育委員会サイドになるので、こちらは全然コンタクトが取れないという状況があって、人材バンクなどあるのですが、ほとんど活用できない。その人に信用があるかどうかわからないから。協議会ももっと市民向けに、団塊の世代の方もやめられて何かやりたいという方も私のまわりにたくさんいますが、そういう啓発的なことも行って、もっと根っこを広げていくような形、条件を付けてですね。

委員長： 事務局に質問なのですが、そういう意見はどうすればいいですか。この特記事項の中で、意見として書いていく。

事務局： 特記事項の中に入れていただいていると思います。それと他の市の例ですと、実際にお金を受け取っているのは、社会福祉協議会の地区の社会福祉協議会が受け取っていると思いますので、ボランティアは違いますが、ミニデイとか子育てサロンとかは、地区の人たちが受け取っているの、ただ他の市で言っているのは地域の人たちがやりたいことを自分達で考えて使えるような補助金にすべきじゃないか。市がメニューを示して、ここに該当しなければ、お金を払わないというやり方では地域は進んでいかないという考え方もありますので、その辺もご配慮して書いていただければと思います。

委員： 今後の在り方として、固有の1団体だけではなく、いろいろな人が集まって新たに組織を作り、そこに交付金のような形のものがあっているのではないのでしょうか。

事務局：もしかすると新しい補助制度の中で、ご提案いただいて、確かその中でも逆に市から、こういうものに対して名乗りを上げてくれる人はいないかと募集する方法もあるのではという意見をいただいた委員もいらっしゃいました。現在の枠組みとしては、あらゆる分野、団体も問わないというのはございませんので、社会福祉協議会については、せっかく地域に整備したという事情もありますので、これはこれとして、逆に新しく始めたい人には、新しい補助の枠組みでご参加いただくようにしようということではないかと思えます。

委員：最近ではNPO法人において福祉や教育など、いろんな団体ができています。このような新規の団体にはなかなか補助金が出ていきません。これまで、あまり深く考えないで、惰性でできている事業などもあると思いますので、少し改革の方向性が必要ではないでしょうか。

委員長：宜しいですか。ボランティア育成というのは、非常に今日的で重要な事業なので、横断的な仕組みを考えたらどうだと。福祉のボランティア、教育のボランティアというふうに切らずに。まずは市が関わっているボランティアの事業を束ねることから始めるわけです。そこで今まであるものを新しいものに切り替えるよう考えてもらう。それで、福祉の分野も必要だということであれば、社会福祉協議会が行うボランティア育成事業も出てきますので。整理をすると、社会福祉協議会関係の補助金は統合して、その中にどういう事業でいくら、ミニデイサービスでいくら、子育てサロンでいくらという形で、社会福祉協議会が受け取っている補助金を大きく1つにまとめるということをして下さいということを書き。それからこのボランティアに関しては、継続をすることになるのでしょうかけれども、いろいろなところでやっている事業をちゃんと把握して、相互の関連を付けるようなことを、これは補助金というよりも市に対する提言ということですが、横のつながりをもつようなボランティアの育成事業をやって下さい、ということですね。

そして、これについて金額の妥当性はわからないので、事業費になっているわけですし、ここでいうと整理・統合ですかね。

委員：私も一応ボランティアをいろいろとやっていますが、やっぱりオンジョブなのですよね。座学で増える知識は限られています。例えば先程のミニデイであれば、そこで一緒にやってもらってボランティアが増えていくとか、そういう工夫が必要で、そういう意味の統合ということであれば、良いと思います。

委員：例えば、地震だとか災害だとか起こった時、市民の安全確保は必要なのですが、なかなか市民には浸透していないようです。何にどう問題があるのか、行政ではなく市民の目線で地域全体を周って調べて、問題点を洗い出してもらうようなところへ組み替えが出来ると思います。そして、調査の成果を学校や市民が共有できるようなものになると思います。380万円というのは結構な金額ですので、ただこれを消耗してしまって、横への繋がりのもものだけに終わってしまっているのではと思います。

委員：それでしたら、例えば防犯協会であるとか、地域の安心安全まちづくりに係わりのある団体に委託した方が、実際に危険度マップなどは、補導委員さんが歩きながらチ

ェックしているところもありますから、この福祉まつりは、また違った形で活性化出来ないかと投げかけるのならいいのですが、今の防犯に関しては、調査・研究とは少し相容れないものがあると思います。

委員：原資があるとなれば、手を挙げてもらって、防犯協会などの組織やボランティアの立ち上げ支援でもいいですが、そういった組織に出す方向で考えたらと思うのです。

委員：そういうことでしたら、賛成です。

委員：経費の内訳を見ますと、ただ予算を消化しているように思えて、もったいない気がするのです。

委員：ある地区社協では、予算があるから消化するために事業を展開しなければならないと本末転倒な考え方をしているところもあります。社協関係に関してはそういった実態が見え隠れしているので、目標が70%ぐらいでも達成されない限りは、補助金の減額もあると警鐘を鳴らさないと、今のままではとてもいい成果は上げられないと思います。

委員長：個別の補助金の話しではないため、全体として考える必要もあると言うご提案ですね。

17万円の補助を23地区に渡している訳ですね。

委員：気になることは、何を持って効果があると言っているのかというところですね。まずは、統合ですかね。

委員長：統合して、地区社協がどういうことをしているのかを一覧できるようにし、そうすることで、いろいろなもののバランスが出て来ると思います。社協はまず統合・整理する必要があるということですね。

委員：一律ばら撒きや目標を設定していないことに問題があります。

委員：頑張っている地区社協には、補助金を厚くし、そうでないところは減額するなどのやり方をしないと、ただ予算を使うために無理やり事業を実施している事があると思う。

委員長：21番までは、社協関係で整理・統合という結論になるということですね。それぞれの事業については、必要性は認められるが、活性化するための見直しを徹底するといった意見を付すことでよろしいですね。（了承）

委員：21番のボランティア障害保険事業補助金についてですが、社協にボランティアとして登録した人は全部事業に係る保険は、社協が支払っているのですね。一年間300円程だと思いますが、この内の3分の1の100円が個人負担で、残りの3分の1ずつを社協と市で負担している訳ですが、ボランティアの保険料まで補助する必要性はないと思います。100円補助してくれなければボランティアをしないという訳ではないと思いますので、この事業については廃止してはどうかと思います。

委員：例えば環境ボランティアなどは保険に入っていないと思いますが、いかがですか。

委員：主催者側が入っていると思います。参加者からお金をいただいている場合もあると思いますが、他にもボランティア団体はたくさんありますが、社協だけに補助するのは問題ではないでしょうか。

事務局：この事業を議論いただいたのは、他にもいろいろところで保険料を払っています。

予算でみているものもあれば、個々に集めて入っているものもあります。こういう事業形態が適切なかどうか、リスク管理として必要ではないかということですが、賠償責任が出れば当然市はリスクを負う訳ですが、そもそも1日あたり2,3千円しか出ないような傷害保険に、必ず入らなければいけないのかというのは疑問です。参加される方がご自分のリスク管理を考えてくれる社会であれば、いらないだろうと思います。ただ、保険をかけていることが、安全配慮義務をきちんと配慮しているという意味にとられることにもなります。

委員：一般的に主催者側がボランティアを事業に参加してもらう時に、当然団体として保険に加入するんですね。この4,000人が加入されているんですかね。

委員：私もあるボランティア団体に入って、保険料を納めていますが、名寄せもきちんとしていますよ。ですから、この数字はおそらく実数です。

委員：ボランティアセンターに登録されている方は、4,000人程いる訳ですよ。その人達に100円ずつ払うと、かなりの金額になる訳です。この4,000人が全て活動しているかというのはわからないですね。

委員：団体として登録すると、会費の中から納める訳です。

事務局：人間に依存した場合、名寄せできないから重複する問題と、事業毎に入っているものと重複しているという可能性と両方あると思います。おそらく一番大きいのは地区社協の助け合いの会に登録されている方だと思いますが、実際には活動はしないけれども、保険だけ払っている人もいらっしゃいます。ボランティアセンターに登録していても実態としては活動をほとんどしていない方もいらっしゃると思います。

委員：ここでもし社協のボランティアと限定しますと、社協のボランティアに対する保障の対象にしかならないという限定が付いてきている可能性があると思います。

委員長：お年寄りを介護するような場合には、誤って骨折させてしまったとかの話は聞きますが、ここでいうボランティアでそんなに事故があるのかどうか、そもそも100円でリスクがカバーできるのか。

事務局：それは賠償責任保険になるのですが、これは300円の内の10円か20円ぐらいだと思います。事故が起こる確率が非常に少ないので少額になっています。大部分は入院費などの見舞金です。人に触れる訳ですから、賠償責任の方が重要だと思います。でも自分の保険というのは、生命保険や交通傷害保険に入っている方もいたりして、重複していると思います。これに入らなければ、参加できないというルールであれば、よろしくないと思います。

これは無償のボランティアを対象としており、補助金点検シートの評価項目5番のところですが、理由欄に記載されていますが、社会福祉施設側のボランティア活動の受け入れ条件として、保険の加入が必要とされることが多いとなっていますので、少しでもボランティアの負担を和らげるという事で、スタートした補助金であると思います。

委員長：では、新しい保険の仕組みを考えるということで廃止といたしますか。福祉以外の分野の活動にも対応出来るように、ボランティア保険の窓口も一本化したらいと思います。

委員： 保険の加入者数で、市内のボランティア数を捉えているところもあります。

委員長： 21 番については、社協だけに補助していることから、公平性の観点からも廃止としましょう。（了承）

22 番からは次回にしましょう。

次の議題 3 の新しい補助金制度について、事務局から説明願います。

事務局： 新しい補助金制度については、前回プロジェクトチームで検討したたたき台を提示し、ご意見をお寄せいただくことにしておりました。まだ、制度案とはなっていませんが、ご意見を要素ごとに整理して資料 5 を作成し配布させていただきました。

要素ごとに、委員会としての意見をまとめるため協議をお願いします。お寄せいただいた意見をもとに、方向性をお示しいただき、次回全体案をまとめていただきたいと思います。

委員長： これまではこのような他の委員の意見は資料としてありませんでしたが、今日の資料を見ていただいて、ご自分の意見と他の人の意見を比較しながら検討いただき、次回までにお考えいただくということにしたいと思います。

今後の日程等について、事務局からご提案ありますか。

事務局： 今後の予定でございますが、89 事業全部を評価するにはあと 2 回は必要で、新しい補助金制度の提案とともに報告書の内容についても今後検討いただきたいと思います。

第 7 回は 2 月 2 日（月）18:00 から第一会議室、第 8 回は 2 月 25 日（水）18:00 から第一会議室にて開催する予定です。

また、その後は、ご審議の進み具合にもよりますが、年度内にはもう 1 回ぐらいできるのではないかと考えております。

次回も 30 事業程度の点検をお願いしたいと存じます。明日又はあさってメール送信しますので、27 日までに返信をお願いいたします。

また、新しい補助金制度のことと、交付基準の中には入れ込めないけれども、提案として意見がございましたらお寄せいただければと思います。

委員長： それではこれをもちまして第 6 回補助金制度検討委員会を閉会いたします。

議事録署名人 船橋市補助金制度検討委員 寺園 道雄